

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和6年7月5日

静岡県知事 鈴木康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エスポット藤枝店 藤枝市内瀬戸1-2

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社マキヤ 沼津市三枚橋字竹の岬709-1 代表取締役 早川紀行

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項目		変更前	変更後
開店時刻及び閉店時刻		10:00~21:45	9:00~21:45
駐車場を利用できる時間帯		9:45~22:00	8:30~22:00
荷さばきを行うことができる時間帯	荷さばき施設①	6:00~9:30	6:00~22:00
	荷さばき施設②	6:00~22:00	

4 変更年月日

令和6年6月26日

5 届出年月日

令和6年6月25日

=====

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和6年7月5日

静岡県知事 鈴木康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エスポット駿東店 駿東郡清水町長沢字柿崎228-5

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社マキヤ 沼津市三枚橋字竹の岬709-1 代表取締役 早川紀行

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐輪場の位置及び収容台数（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項目	変更前	変更後
駐輪場①	19台	—
駐輪場②	23台	42台
合計	42台	42台

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項目	変更前	変更後
開店時刻及び閉店時刻	10:00~21:45	9:00~21:45
駐車場を利用できる時間帯	9:45~22:00	8:30~22:00
荷さばきを行うことができる時間帯	7:00~16:00	6:00~22:00

4 変更年月日

3(1) 令和7年2月26日

3(2) 令和6年6月26日

5 届出年月日

令和6年6月25日